

「配当金領収証」にて郵便局等で配当金をお受け取りの株主様へ

## 配当金を安全・確実に受け取りいただくため、 口座でのお受け取りを おすすめいたします

配当金受け取りの際に、こう感じたことはありませんか？

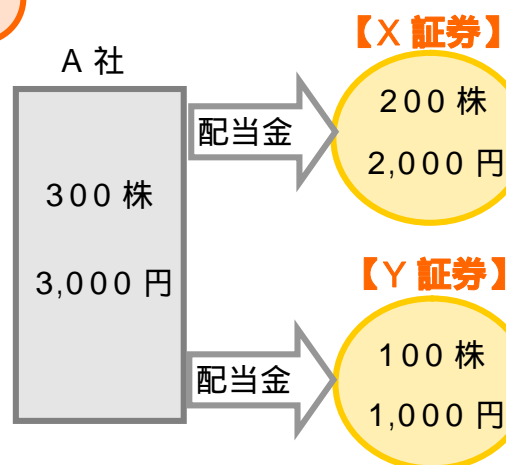
- ・郵便局の営業時間内に出向くのは面倒...
- ・配当金領収書を失くしてしまいそう...

株主様の中には、郵便局等に出向くのを忘れてしまったり、配当金領収書を失くしてしまい、配当金をお受け取りになっていない方もいらっしゃいます。そこで、配当金を安全・確実に受け取りいただくため、口座でのお受け取り方法をご案内します。

### 配当金を証券会社の口座で受取る

株式数比例配分方式

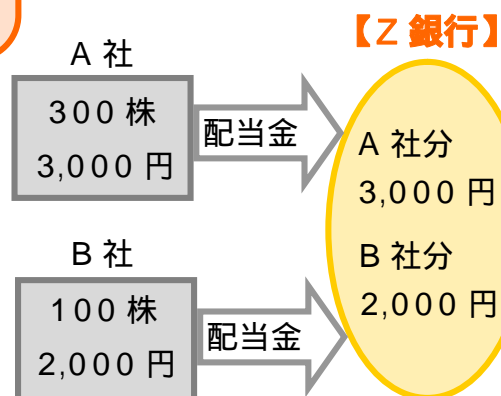
- ・証券会社ごとのご所有株式数に応じて、配当金をそれぞれの証券会社の口座でお受け取りいただけます。
- ・お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、株主様のご所有の全ての銘柄についてお手続きできます。
- ・「NISA」小額投資非課税制度において、配当金などを非課税とするには、本方式を選択していただく必要があります。（裏面をご覧ください）



### 配当金を銀行口座(全銘柄共通)で受取る

登録配当金受領口座方式

- ・ご所有の全ての銘柄の配当金を、1つの銀行口座(ゆうちょ銀行は指定できません)でお受け取りいただけます。
- ・お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、全ての銘柄の配当金を同一銀行口座でお受け取りいただけます。



本方式のほかに、株式をご所有の銘柄ごとに銀行口座を指定して配当金をお受け取りいただく方法（個別銘柄指定方式）もございます。

### 【お手続き・お問い合わせ】

配当金の口座受取りに関するご相談は、お取引の証券会社等（口座管理機関）にお申し出ください

## 「NISA」口座の開設をご希望の株主様へ

「NISA」小額投資非課税制度において、配当金などを非課税とするには、株式数比例配分方式を選択いただく必要があります。

ただし、ご所有の株式の一部が特別口座に預けられている場合、またはご所有の株式の一部が株式数比例配分方式を採用していない証券会社に預けられている場合には、株式数比例配分方式が適用されず、非課税とはなりませんのでご注意ください。

### 「NISA」少額投資非課税制度とは

NISA口座で購入した上場株式等の配当金及び売買益等が5年間非課税になる制度です。非課税投資枠は、新規購入額で年間上限100万円（最大500万円）で未使用枠の翌年以降繰り越しはできません。

すでにご所有の上場株式等は対象になりません。

本ご案内は平成26年1月時点の情報をもとに作成しております。

税金に関する詳細につきましては、最寄の税務署、税理士等にお問合せください。

## 証券口座で当社株式をご所有されていない株主様へ （特別口座で当社株式をご所有の株主様へ）

2009年1月の株券電子化の際にお手続きがなされず、証券口座に預けられていない株式については、三菱UFJ信託銀行の当社「特別口座」でお預かりしております。

「特別口座」でお預かりしている株式の配当金受け取り方法のご指定は、三菱UFJ信託銀行の下記連絡先までお問い合わせください。

また、「特別口座」でお預かりしている株式は、市場で売却できないなどの一定の制約がございます。「特別口座」から「証券口座」への株式のお振替を合わせてご検討ください。お振替のお手続きについても下記連絡先までお問い合わせください。

### 【特別口座の株式に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711（通話料無料）  
（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9：00～17：00）

**配当金の受け取り方法を口座でのお受け取りに変更されますと、手間をかけずに確実に配当金をお受け取りいただけます。ぜひご検討ください。**